

議案第 5 号

三朝町介護保険条例等の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年5月16日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町介護保険条例等の一部を改正する条例

（三朝町介護保険条例の一部改正）

第1条 三朝町介護保険条例（平成12年三朝町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>附 則</p> <p>(平成29年度における保険料率の特例)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>附 則</p> <p>(平成29年度における保険料率の特例)</p>

<p>第9条 略</p> <p>(令和元年度及び令和2年度における保険料率の特例)</p> <p>第10条 第2条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第2条第1号に該当する者 30,150円</p> <p>(2) 第2条第2号に該当する者 50,250円</p> <p>(3) 第2条第3号に該当する者 58,290円</p>	<p>第9条 略</p>
--	--------------

(三朝町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 三朝町介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年三朝町条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 及び 2 略 (平成30年度における保険料率の特例)	1 及び 2 略 (平成30年度から平成32年度までにおける保険料率の特例)
3 新条例第2条第1号に掲げる第1号被保険者に係る平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,180円とする。	3 新条例第2条第1号に掲げる第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,180円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。